芦屋町鹽盒支援策第13彈



令和 5年 5月25日

町長のメッセージ

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類感染症から5類感染症に変更され、季節性インフルエンザと同等の取扱いになりました。これに併せて、様々な行動制限が解除され、感染対策については、各個人の判断に委ねられることになります。

ただし、コロナウイルスが消滅することはありませんので、今後とも、感染対策やワクチン接種を行い、コロナウイルスに感染しないよう各個人の判断で必要に応じた対策をお願いいたします。

また、エネルギー・食料品等の物価高騰が続いており、日常生活に困っている人や支援を必要としている人が増加傾向にあります。こうした中で、国は、低所得世帯の負担軽減を図る支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金や、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

これに併せて、芦屋町は、住民の皆さんの生活を支援するための独自支援策として、電気料金等支援給付金給付事業、生活応援商品券発行事業、プレミアム付き商品券上乗せ発行事業、高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業を行います。

今後、社会経済活動が本格的に再開され、芦屋町でも賑わいや活気が戻ってくるでしょう。住民の皆さんの笑顔がみられるよう、限られた財源の中で、一歩ずつ前に進めてまいりますので、引き続きで理解とご協力をお願いします。



1/電気料金等支援給付金給付事業

1世帯に2万円



物価高騰による家計の急変を受けて、節約のために電気やガス等の使用を控えることが予想されます。特に、夏場においてエアコン等の利用を制限することで熱中症など体調不良に陥る可能性があることから、エアコン利用等に伴う電気料金等の負担を軽減するため、1世帯につき2万円を給付します。

- ※熱中症予防のためにもエアコン等を適度に使用してください。
- ●対 象 者 令和5年6月1日時点で、芦屋町に住民登録がある世帯主(申請受付時点で、その世帯が引き続き芦屋町に登録されている必要があります。) ただし、航空自衛隊芦屋基地内(大字芦屋1455番地1)に住民票を置く世帯主は除きます。
- ●給 付 額 1世帯あたり2万円
- **申請及び給付方法** 7月下旬頃に支給対象者(世帯主)へ申請書・返信用封筒・事業内容のチラシを 送付します。受付窓口の混雑が予想されますので、できる限り郵送での申請を お願いします。

受付後順次、申請口座へ振り込みを行います。

●申請期限 令和5年10月2日(月)必着

〈お問い合わせ〉 健康・こども課 健康づくり係 電話:223-3533

2/生活応援商品券発行事業

住民1人につき 7万円の商品券

物価高騰によって様々な影響を受けている住民の皆さんに、町内で使える商品券1万円分を給付します。

- ●対象者 令和5年7月1日時点で芦屋町に住民登録がある人(ただし、7月25日まで引き続き芦屋町に住民登録されている必要があります。)
- ●給 付 額 対象者1人につき1万円分(商品券500円×20枚)
- ●配布方法 8月中旬から順次、世帯主宛てに「ゆうパック」でお届けします。
 - ※配布完了まで2週間程度要します。
 - ※受領を辞退される人は、7月14日(金)までにご連絡ください。
- ●使用期間 令和5年8月31日(木)から令和6年1月31日(水)まで

〈お問い合わせ〉 産業観光課 商工観光係 電話:223-3542



3 //プレミアム付き商品券上乗せ発行事業

プレミアム率35%

物価高騰によって様々な影響を受けている住民の皆さんの生活を支援するとともに、消費の活性化策として町内事業者を支援するため、商工会が発行する芦屋町プレミアム付き商品券のプレミアム率を35%に上乗せします。販売方法や申請方法などの詳細は、広報あしや7月号の折込チラシでお知らせする予定です。

● 販 売 芦屋町商工会

〈お問い合わせ〉 芦屋町商工会 電話: 222-2111

4/ 高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業

種類・規模に応じて支援金

物価高騰による影響を受けていながら価格転嫁などが難しい高齢者・障がい者福祉施設等を運営する法人に対し、入所・通所等の種類や利用者定員などの規模に応じて、安定した福祉サービス提供のための支援金を交付します。

●対象施設 町内に所在する高齢者または障がい者を対象とする介護などのサービスを提供する施設・事業所など(対象となる施設・事業所などについては、個別に申請書類を送付します。)

区分	サービス種別	支援金の額
入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活 介護事業所、障がい福祉サービス事業所 (入所系)	定員 1 人あたり 2 万円
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護 事業所、障がい福祉サービス事業所 (通所系)、放課後等デイサー ビス	定員1人あたり 4千円
訪問系	居宅介護支援事業所、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、障がい福祉サービス事業所(訪問系)	一律3万円

※介護サービスと障がい福祉サービスを併せて行っている施設・事業所は、1つの施設・事業所として取り扱います。 ※介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの施設・事業所として取り扱います。 ※1法人あたりの支援金の上限を 100万円とします。

- ●必要書類 申請書を記入の上、下記書類を添付して高齢者支援係に申請 ① 振込□座確認書類(通帳の写しなど)
- ●申請期間 令和5年6月1日(木)から6月30日(金)まで





/ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(国の支援)

^{住民税非課税世帯} 1世帯につき3万円

電力・ガスをはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対して1世帯あたり3万円を給付します。

- ●対 象 者 令和5年5月1日時点で芦屋町に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非 課税である世帯
- ●手 続き 町が6月下旬頃に対象者へ確認書を発送しますので、内容を確認し返送してください。世帯の中に令和5年1月2日以降に転入者がいる場合や、未申告者がいる場合は、確認書が届かない場合があります。その際は、別途申請が必要です。

※詳細が決まり次第、広報あしやや町のホームページでお知らせします。

〈お問い合わせ〉福祉課 障がい者・生活支援係 電話:223-3530



//子育て世帯生活支援特別給付金(国の支援)

低所得の子育で世帯に対し 児童一人あたり 5万円

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、児童1人あたり5万円を給付します。

●対 象 者 ①ひとり親世帯

令和5年3月分の児童扶養手当が支給されている人(申請不要)

- ※福岡県から支給されます。
- ②ひとり親世帯以外の子育で世帯(住民税非課税世帯)
- 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を芦屋町から支給された人 (申請不要)
- ③上記以外でも、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人は、申請により受け取ることができる場合があります。(申請必要)
- ●手 続き 上記②に該当する世帯には5月末までに案内文を発送します。上記③については、詳細が決まり次第、広報あしやや町のホームページでお知らせします。

〈お問い合わせ〉健康・こども課 子育て支援係 電話:223-3537

